

上尾市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第28号

上尾市障害児通所給付費の支給等に関する規則の一部を改正する規則
上尾市障害児通所給付費の支給等に関する規則（平成24年上尾市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「を行う医療型児童発達支援」を「を行う児童発達支援」に、「第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援」を「第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改める。

第11条第1項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第13条中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。